

認知症介護研修（法定研修）における留意事項

新型コロナウイルス感染症対策により、受講方法の変更又は延期・中止とすることがあります。原則研修申込受付前に通知します。受講方法を十分に確認の上、間違いの無いように申込みください。
 （研修途中に集合研修からオンライン研修へ変更する場合があります。ご理解ください。）
 申込みされる場合、福祉のまちづくり研究所の『研修部門 最新 NEWS』『研修部門－研修－認知症介護研修』のページを随時確認してください。

1. 認知症介護研修

- ・ここで示す認知症介護研修は、兵庫県の委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修センター（以下「研修センター」）が実施する以下の法定研修とします。
 - (1) 認知症介護実践研修（実践者研修）
 - (2) 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）
 - (3) 認知症対応型サービス事業開設者研修
 - (4) 認知症対応型サービス事業管理者研修
 - (5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ・受講方法は、以下に示す集合研修やオンライン研修、それらの併用等があります。
 - (1) オンライン研修 受講者が自職場から Zoom を活用したオンラインにて入室し実施する研修
 - (2) 集合研修 受講者が会場に集まり実施する研修

2. 受講申込み

- ・申込責任者及び申込者（受講希望者）は、福祉のまちづくり研究所ホームページ内の『申込フォーム』又は『受講申込書』に必要事項を明記し、必要に応じて添付書類を添えて受付期間内に申込みください。

（認知症介護研修における申込みについて）

研修によって異なりますが、以下 2 つのいずれかもしくは両方での方法で申込みを受付けます。

- ① **福祉のまちづくり研究所ホームページにある『申込フォーム』に必要事項を直接入力して申込み**
 （受講決定となった場合のみ、別途『受講承諾書』等を研修初日に提出してください。）
- ② **福祉のまちづくり研究所ホームページから『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を明記の上、研修番号 1・2 は簡易書留にて郵送、又研修番号 3・4・5 は市町へ提出**

研修番号	研修名	申込方法
1	認知症介護実践研修（実践者研修）	①申込フォームから送信【推奨】
2	認知症介護実践研修（実践リーダー研修）	②研修センターへ郵送【簡易書留】
3	認知症対応型サービス事業開設者研修	②市町担当課へ申込み ※提出方法は市町担当課へ 問合せください
4	認知症対応型サービス事業管理者研修	
5	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	

※研修番号 3・4・5 は、市町担当課へ申し込んでください。

※申込受付期間外または研修番号 3・4・5 における研修センターへの直接の申込みは、いずれも受付できません。郵送の場合、受講可否通知送付用の封筒を用いて返却します。

※研修番号 1・2 の研修において、2022(令和 4)年度以降、①申込フォームからのみの申込方法を検討しています。

- ・申込責任者及び申込者双方は、『実施要項』・『本留意事項』を確認し、了承かつ合意の上申込みください。
- ・「指定する様式を用いていない」「内容の記載漏れ」「提出書類の不揃い」等、**申込提出物に不備があっても申込を受付けることがあります。但し、選考の優先順位を下げる又は受講不可とする等の不利益を受けることがあります。**提出の際は十分に確認してください。
- ・福祉のまちづくり研究所ホームページにある『申込フォーム』から直接申込みをされる場合、確認画面を印刷すると共に、自動返信の受付確認メールを保管しておいてください。
- ・研修センターへ郵送による申込の場合、申込提出物の到着にはお答えできません。受講可否通知等が届くまで、必ず簡易書留郵便の受領書等を保管しておいてください。
- ・普通郵便等の利用により不達等の事故が発生した場合、当方は責任を負いかねます。申込みの受付もできません。
- ・研修センターから記載事項について確認する場合があります。必ず申込提出書類の控えを手元に残しておいてください。
- ・受付された提出物は、返却いたしません。

3.受講決定

- ・研修センターへの申込締切り後、申込者が定員を上回る場合等は、厳正な選考の上、受講決定を行います。法定研修は先着順ではありません。受講決定の詳細内容はいかなる場合もお伝えしません。また定員を下回る場合、申込期間を延長することがあります。
- ・受講可否については、研修センターから郵送する通知で確認してください。電話等での問合せにはお答えできません。
- ・研修センターへの申込締切日後 2 週間を過ぎても通知が届かない場合、連絡してください。
- ・受講決定後は同一法人や同一事業所内であっても受講者の変更はできません。
- ・オンラインと集合を併用して行う研修において、いずれか一方の受講決定者が 5 名に満たない場合、オンライン研修のみもしくは集合研修のみへ変更することがあります。

4.資料代等の支払い方法

- ・受講決定者には、受講可否通知発送時に『資料代等振込方法』の案内をします。期日までに、その記載事項に沿って、ゆうちょ銀行の払込取扱票を用いて指定口座（ゆうちょ銀行）へ、資料代等を振込んでください。
- ・受講決定者には、振込手数料の負担をしていただきます。
- ・期日までに指定金額の入金を確認できなかった場合、受講をお断りすることがあります。

5.キャンセル

- ・受講決定後のキャンセル等が無いように、『実施要項』『研修プログラム』等十分に確認した上で申込んでください。他の受講希望者が受けられない等の不利益を受ける場合があります。
- ・都合によりやむを得ず辞退される場合、速やかに研修センターへ連絡してください。『受講辞退届』を受理することで、正式に辞退の手続きが完了します。
- ・『受講辞退届』を受理した申込法人・事業所及び受講辞退者は記録に残すと共に、今後実施する認知症介護研修で選考の優先順位を下げる又は受講不可とする等の不利益を生じることがあります。
- ・資料代等を既に振込んでいる場合、『受講決定通知』に記載している期限内のキャンセルであれば、払戻しします。但し、返金は資料代等から払戻しに必要な振込手数料を差引いた額となります。
- ・『受講決定通知』に記載している払戻期限後又は研修中にキャンセルされた場合、資料代等の返金はありません。

6.研修時間

- ・研修時間は研修毎に異なります。各研修プログラムを確認してください。
- ・集合研修では受付時、出席確認のため押印が必要です。毎回、同じ印鑑を持参してください。
- ・オンライン研修では、Zoom の入室時間記録及び離席等のビデオ確認（録画）にて出席確認を行います。
- ・都合により研修時間等が変更となることがあります。受講決定後、研修が終了するまで福祉のまちづくり研究所ホームページを確認すると共に、研修当日の案内を確認してください。
- ・進行の状況等により、終了時刻がプログラム上の時間と比べ前後することがあります。
- ・最終日に修了に向けた事務連絡や修了式（集合研修）を開催するため、プログラム上の時間より遅くなることがあります。
- ・オンライン研修では、別途 Zoom 活用方法説明会を開催し、研修における Zoom の活用方法について事前説明を行います。

7.研修会場

- ・集合研修の会場は、原則として総合リハビリテーションセンター内（神戸市西区曙町 1070）になります（自施設実習・職場体験実習を除く）。但し、変更等ある場合、その限りではありません。研修会場は受講決定時及び研修中に受講決定者等へ通知します。
- ・集合研修の会場には研修受講者用の駐車スペースはありません。公共交通機関での研修参加を原則としています。自家用車使用の場合、近隣の有料駐車場を使用してください。総合リハビリテーションセンター内駐車場は、兵庫県立リハビリテーション中央病院の患者様等のために設けられている旨を了承ください。
- ・オンライン研修は原則自職場になります。環境を整え、他の受講者への配慮の上、受講してください。自宅での受講は禁じます。

8.研修時の遅刻及び欠席

- ・修了証の発行には、厚生労働省が定めた時間数の講義を受講することが必要となります。
- ・遅刻・欠席・早退の場合、修了証の発行はできません。時間に余裕をもって入室してください。
- ・公共交通機関の遅れ等、やむを得ない遅刻や欠席は、研修当日 8 時 45 分から研修開始時間までに、必ず電話にて研修センターまで連絡をしてください。但し、研修当日 8 時 45 分より前に研修や説明会が行われる場合、それらが開始する 30 分前より研修開始時間までに連絡をしてください。
- ・講義中の無断離席は、いかなる理由があっても遅刻や早退と同様の扱いとします。
- ・接続や電源供給等の不具合によりオンライン研修が受講できない場合、当方基準に基づき、遅刻・欠席相当とします。
- ・研修中の休憩時間については、当日のアナウンスを確認及び厳守してください。守れない場合、無断離席とすることがあります。

9.研修の変更及び中止

- ・警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。変更・中止につきましては、受講者の判断ではなく、福祉のまちづくり研究所ホームページ等を十分に確認してください。
- ・研修開催市町又はオンライン研修拠点（兵庫県立総合リハビリテーションセンター内で開催時、神戸市西区）において、研修開始の 3 時間前に特別警報が発表されている場合、原則研修を中止します。また天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合、研修を変更・中止することがあります。いずれの場合も研修開始時間の約 3 時間前に福祉のまちづくり研究所ホームページにて掲載します。但し、やむを得ない状況によりアップロードできない場合、この限りではありません。
- ・警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

10.修了証

- ・各研修における修了基準（全プログラム修了、実習報告・レポート等の修了可等）を満たしたものに兵庫県知事の修了証を授与します。
- ・修了証には『申込フォーム』又は『受講申込書』に記載している氏名・生年月日を印字します。『申込フォーム』又は『受講申込書』の氏名及び生年月日は間違いのないよう正確に記入してください。
- ・研修センターは修了者を把握・管理する目的で、氏名・生年月日・事業所名・事業所住所を修了者名簿に記載し、兵庫県健康福祉部健康局健康増進課へ通知します。
- ・次の場合、修了証を取消もしくは交付できないことがあります。
 - (1)『申込フォーム』又は『受講申込書』の記載内容に虚偽があった場合
 - (2)『実施要項』及び『本留意事項』の記載内容に違反又は逸脱した場合
 - (3)欠席、遅刻、早退、離席等があった場合（研修センターが認めた者は除く）
 - (4)実習提出物等の期限が守られない、研修態度が好ましくない場合
 - (5)その他、研修の目的が達成されないと判断された場合
 これらに該当する場合、兵庫県健康福祉部健康局健康増進課及び推薦市町、自職場の申込責任者（所属長）等へ通知します。

11.新型コロナウイルス感染症対策における変更及び中止について

- ・新型コロナウイルス感染症対策の一環として、認知症介護研修を変更及び中止する場合があります。変更及び中止につきましては、委託元である兵庫県との協議の上決定します。
- ・変更及び中止の決定は、福祉のまちづくり研究所研修部門における最新 NEWS 又は認知症介護研修のページに掲載します。受講申込者や受講決定者、申込責任者は適時確認してください。
- ・研修開催後、やむを得ずプログラム途中で研修中止となった場合、修了できないことがあります。

12.研修中止による資料代等の返金について

- ・各研修において研修初日を含む全科目が中止となった場合、資料代等を返金いたします。（既に振込みを済ませている方に限ります。但し、返金手数料は差引かせていただきます。）その他、申込時の振込手数料、本研修にかかる書類の送料、宿泊費、交通費等は返金できません。
- ・受講方法の変更や代替対応による実施、研修開催後にプログラム途中で研修中止となった場合、この限りではありません。

13.新型コロナウイルス感染症予防対策に係る研修受講料返金の取扱いについて

- ・集合研修における急な体調不良（発熱等のかぜ症状）や感染が疑われる等の新型コロナウイルス感染症予防に伴う受講辞退については、修了証書の交付はいたしかねますが、受講料につきましては、受講日数により日割り計算で返金させていただきます。その場合、後日、関係機関からの報告を提出していただきます。その他、申込時の振込手数料、本研修にかかる書類の送料、宿泊費、交通費等は返金できません。

14.個人情報の取扱い

- ・お預かりした個人情報は以下の目的に利用いたします。

受講決定の可否通知、修了証の発行、修了者名簿の登載、研修時における作成物・報告書等の資料、受講者名簿、研修時の掲載名簿、名札の作成、研修サービス業務、研修・セミナー等のご案内の送付、その他研修センターが必要と判断したもの

- ・お預かりした個人情報は必要に応じて、第三者への提供を行う場合があります。

受講者が勤務する法人の申込責任者や法人の代表、勤務する施設のある市町担当課、県、研修講師等、同研修受講者等（研修内容で作成物・報告書等を共有する場合があります）

- ・その他

実施確認等のため、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。また個人を特定できない範囲で、研修時の様子を事業紹介等で使用することがあります。

15.知的財産権及び使用权

- ・申込責任者もしくは申込者は、以下の規定を遵守するものとします。

(1)研修に使用される研修教材の知的財産権は知的財産所有者である研修センターに帰属します。

(2)研修センターに許可なく、知的財産の複製、一般書籍を含む印刷物への転用、発表又は出版等、知的財産権の侵害となる一切の行為を禁止します。

(3)研修設備等の撮影、及び研修内容の撮影や録音を禁止する（演習の成果物等、許可がある場合は可）

- ・研修資料、教材等の使用权を申込責任者もしくは申込者に与えるものではありません。

16.情報漏洩防止

- ・講義の録音や研修会場の撮影はお断りしています。但し、許可がある場合を除きます。
- ・研修内容を公開するようなソーシャルメディア等への投稿は固くお断りします。

17.集合研修受講中の事故等についての対応

- ・受講者の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。
- ・不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。

18.苦情相談窓口

- ・苦情相談に関する連絡先

兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修センター
TEL 078-927-2727（代表）

（問合せ先）

兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター
福祉のまちづくり研究所 研修センター 認知症介護研修担当
住所 〒651-2181 神戸市西区曙町1070
ホームページ（研修部門） <http://www.hwc.or.jp/kensyuu>
質問・お問合せ（研修部門）お問合せ <http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>
※質問・お問合せは、当方ホームページ『研修部門のお問合せ』からお願いします。
※担当者が不在の場合、すぐに回答できないことがあります。